

第7章 保存管理

本章では、渡島半島西南部の天の川河口部周辺を占地し、交易を経済的基盤として存立した「史跡上之国館跡 花沢館跡 洲崎館跡 勝山館跡」が本来的に持っている本質的な価値と保存管理すべき範囲を明確にし、それら本質的な価値を適切に保存していくための基本方針、現状変更等の取り扱い基準を定める。

また、それら史跡と歴史的に一体的な繋がりをもつ周辺についても、適切に保存していくための取り扱い基準等を定めるとともに、景観と自然環境の保全のため必要な施策等について提示するものである。

第1節 史跡の保存管理の基本方針

史跡を適切に保存し、次世代へと確実に継承していくため、史跡が本来的に持っている本質的な価値である地下遺構等の保存を第一義とし、保存管理にあたっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

- ① 館跡の地下遺構等が毀損することがないように恒久的に保存を行う。
- ② 館跡が立地する土地の自然条件を踏まえ、防災に配慮した保存管理を進める。
- ③ 自然環境と一体となった史跡の保存整備を進め、史跡周辺の景観と自然環境の保全を行う。
- ④ 住民参加型の保存管理の体制づくりを進める。

1 保存管理の範囲と構成要素

保存管理及び現状変更等の対象となる範囲は、第一義的に史跡に指定された範囲である。また今後追加指定を検討する範囲を含む指定地外の「遺構保全区域」についても、保存管理の範囲とし、その方針を示す。

史跡内に所在する様々な要素（構成要素）は、史跡の本質的価値を構成する諸要素、史跡の本質的価値を保全する諸要素、史跡の本質的価値と異なる諸要素の3つに大別される。

史跡の本質的価値を構成する諸要素とは、史跡上之国館跡として将来にわたり守られるべきものであり、地下及び地上の遺構・遺物、環境（地質・地形・水系）と景観、歴史的建造物からなる。

史跡の本質的価値を保全する諸要素とは、史跡の本質的価値の保存活用に資するものであり、保存管理・公開活用のための諸施設等のことである。

史跡の本質的価値と異なる諸要素とは、史跡の廃絶後今日までの長い時間的経過のなかで付加されていったものであり、建物や工作物、交通路、保安林、樹叢、耕作地、信仰・宗教に関わる施設等が該当する。

以上の史跡を構成する諸要素の具体については、諸要素は別表1に掲げるとおりである。

2 現状変更等の具体的な取り扱い

史跡については、その本質的な価値を将来に亘って保存することが第一義とされ、その現状を変更したり、保存に影響を及ぼす行為については、文化財保護法第125条に基づき、適否が判断される。

- 1) 現状変更等を認める場合は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 内容把握を目的とした必要最小限の発掘調査
 - イ 公開・活用を目的とした整備事業及びそれに伴う事前の発掘調査
 - ウ 現行の墓域内における墓地の新設・建替・撤去にかかる行為
 - エ 行為後速やかに撤去されるイベントなどにおける建造物の仮設
- 2) 史跡の本質的価値と異なる諸要素の現状変更等については、住民生活の利便性や災害の未然防止など住民福祉との調整を適切に図りながら、史跡としての本質的価値に影響を与えることのないよう取り扱うものとする。
- 3) 史跡の本質的価値と異なる諸要素で本来的にそぐわない要素については、史跡と適合するよう調整を図るものとする。とくに、史跡内に所在する保安林の取扱いについては関係部署との調整を行うものとする。
- 4) 現状変更等の取扱いにあっては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律や北海道立自然公園条例など当該区域にかかる関係法令（別表2）との調整を図るものとする。
- 5) 現状変更等の取扱いが関係者の所有権その他の財産権に関わるものについては、関係者及び関係機

関等との調整を図るものとする。

- 6) 現状変更等の申請にあたっては、上ノ国町教育委員会と事前協議を行い、現状変更行為等に伴う許可申請区分(別表3)に基づき現状変更等許可申請にかかる書類を作成し、許可を得ることとする。

第2節 遺構保全区域における取扱い

史跡周辺には、第5章で詳述したように縄文前期から中・近世にいたる埋蔵文化財包蔵地が所在している。そのうち、史跡と歴史的に一体的な繋がりをもつと想定される埋蔵文化財包蔵地及びその周辺については、遺構保全のため「遺構保全区域」としてゾーニングを行い、文化財保護法第93条及び第94条の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

1 「遺構保全区域」の範囲【第31・32図参照】

史跡と歴史的に一体的な繋がりをもつと想定される「遺構保全区域」の範囲は次に掲げる事項を考慮し、下記1)・2)の2区域を設定した。

- 上ノ国市街地の後方台地には、上ノ国市街地から勝山館跡の搦め手に取り付く通路、同じく花沢館跡東方のお浪沢川左岸に続く通路が地形図上に確認され、その沿道には縄文時代として記載されている埋蔵文化財包蔵地が確認されているが、中世の遺構が自然地形と一体となっているため、表面観察では見分けがたい可能性もあり、史跡と歴史的に連続していることが想定されること。
- 三館の築造や上ノ国市街地遺跡の形成を理解する上で、先行する擦文時代における天の川河口部兩岸の様相を把握することはきわめて重要であること。

1) 河南地区遺構保全区域

この区域は、周知の埋蔵文化財包蔵地である「上ノ国市街地遺跡」を中心に、中世の遺構が拡がると想定される、勝山館跡から花沢館跡の間に点在する縄文～近世の埋蔵文化財包蔵地とその周辺、及び勝山館跡の北方に確認されている擦文期の埋蔵文化財包蔵地とその周辺を範囲に含むものである。

- 「上ノ国遺跡」と「山神社遺跡」を含む「上ノ国市街地遺跡」の範囲
- 勝山館跡に東接する「檜ノ沢遺跡」から花沢館跡西方の「お浪沢A遺跡」に至る勝山・花沢両館跡の指定地を結んだ上ノ国市街地後方台地とその裾部の範囲
- 勝山館跡に南面し、上ノ国市街地遺跡の西方に続く「四十九里沢A遺跡」、「大澗下遺跡」の擦文期の遺跡が点在する大澗湾西部の範囲

2) 河北地区遺構保全区域

この区域は、洲崎館跡内外の調査等で指定地の外に確認された遺構や遺物の出土・採集地点や埋蔵文化財包蔵地を包摂するもので、砂館神社前の川湊(船着き場)と予想される地点を中心に、西は向浜川裾神社付近から、東は国道228号もしくは町道上ノ国北村線に東面する住宅地付近までの旧目名川跡地一帯を範囲とする。

2 「遺構保全区域」における土木工事等の取扱い

1) 事前協議

「遺構保全区域」の範囲において土木工事等を行うとする場合は、文化財保護法第93条及び第94条の事前の届出または通知に先立って、事業者は工事等の計画段階で上ノ国町教育委員会と事前に協議することとする。

2) 試掘・確認調査

前項の規定に基づき事前協議のあった工事計画区域については、必要に応じて範囲確定・内容把握のために試掘・確認調査を実施するものとする。